

改定指針案	現行指針（平成 18 年 10 月版）
IV. 投資信託及び外国投資信託 1. 販売用資料の作成に当たっての留意事項 (1) 必要表示事項 投資信託の広告等を行う場合には、<u>金商法</u>第 13 条第 5 項の規定により、法定目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料において、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものを作成・使用することが可能とされているが、必ず次の項目を表示する。 また、私募の投資信託については、当該「IV. 投資信託及び外国投資信託」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。 ① 法定記載事項（第 1 部法令規則等の概要 ※2「広告等における表示事項」参照）のうち、手数料等には、<u>購入又は換金手数料（スイッチング手数料を含む）のほか</u> ・ <u>運用管理費用（信託報酬）</u> ・ <u>信託財産留保額</u> ・ <u>その他の費用・手数料</u> <u>を記載する（すべてを含めて手数料等という）。</u> <u>なお、ファンド・オブ・ファンズの手数料等を記載する場合は、出資対象ファンドに係る手数料等も記載し、顧客が実質的に負担することとなる費用をわかりやすく表示すること。</u> ② 法定記載事項（第 1 部法令規則等の概要 ※2「広告等における表示事項」参照）のうち、指標変動による損失に関する記載には ・ <u>価格変動リスクに関する文言</u> ・ <u>外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言を記載する。</u> ※ <u>価格変動については、当該投資信託の投資対象商品（株式、円建て公社債等）の価格変動要素を具体的に表示する。</u> ※ <u>複数商品名を記載した取扱い投資信託一覧などで、個別商品の詳細説明が無いもの（投資判断ができるまでには至らないもの）におけるリスク文言は、「ご案内の商品は、価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。」などが考えられる。</u> ※ <u>通貨選択型投資信託の場合は、円建ての場合であっても、為替リスクに関する表示が必要と</u>	V. 投資信託及び外国投資信託 1. 販売用資料の作成に当たっての留意事項 (1) 必要表示事項 投資信託の広告等を行う場合には、<u>証取法</u>第 1 3 条第 5 項の規定により、法定目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料において、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものを作成・使用することが可能とされているが、必ず次の項目を表示する。 <u>ただし、①及び②のみを誤りなく表示しているのであれば、この限りでない。</u> また、私募の投資信託については、当該「V. 投資信託及び外国投資信託」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。 (新設) (新設)

なる。 ③ 当該投資信託等の名称 ④ 目論見書<u>の入手方法・入手場所</u> ⑤ 作成主体及び「取得の申し込みに当たっては、目論見書をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。」旨の文言 (削る) ⑥ クローズド期間が設けられている場合は、「クローズド期間中は、換金することができません。」旨の文言 (削る) ⑦ <u>その他購入又は換金に際し、制限がある場合は、その旨</u> (2) 表示することが望ましい事項 ① ファンドの概要 ② 申込みに関する事項 (削る) ③ 償還に関する事項 ④ 解約（買取り）に関する事項（換金期日、解約（買取り）申込み手続き等） (削る) ⑤ 税制に関する事項 ⑥ 外国投資信託の場合、外国証券取引口座等の必要性 (3) 具体的な留意事項 投資信託の広告等を行う場合における具体的な留意事項は、下記のとおりである。 ① 「目論見書を提供する場所」を表示する場合 目論見書を提供する者が複数ある場合、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することは差し支えない。 なお、「目論見書は、〇〇〇会社まで」、「問い合わせ先は、〇〇〇会社まで」のように表示することもできる。 ② 評価機関等の評価 評価機関等の第三者機関より取得した当該投資信託等に対する評価を表示する場合には、当該第三者機関の名称及び評価基準年月日を記し、併せて「当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示する。 ③ 第三者機関のレポートの引用等	① 当該有価証券の銘柄 ② 目論見書を提供する場所 ③ 作成主体及び「取得の申し込みに当たっては、目論見書をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。」旨の文言 ④ <u>「投資信託（外国投資信託）はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本保証はありません。」旨の文言</u> ⑤ クローズド期間が設けられている場合は、「クローズド期間中は、換金することができません。」旨の文言 ⑥ <u>外貨建の場合、又は、外貨建資産を組み入れる場合は、為替リスクに関する事項</u> (新設) (2) 表示することが望ましい事項 ① ファンドの概要 ② 申込みに関する事項 ③ <u>目論見書に記載された投資リスク（市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに関する概要）に関する事項</u> ④ 償還に関する事項 ⑤ 解約（買取り）に関する事項（換金期日、解約（買取り）申込み手続き等） ⑥ <u>費用に関する事項</u> ⑦ 税制に関する事項 ⑧ 外国投資信託の場合、外国証券取引口座等の必要性 (3) 具体的な留意事項 投資信託の広告等を行う場合における具体的な留意事項は、下記のとおりである。 ① 「目論見書を提供する場所」を表示する場合 目論見書を提供する者が複数ある場合、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することは差し支えない。 なお、「目論見書は、〇〇〇会社まで」、「問い合わせ先は、〇〇〇会社まで」のように表示することもできる。 ② 評価機関等の評価 評価機関等の第三者機関より取得した当該投資信託等に対する評価を表示する場合には、当該第三者機関の名称及び評価基準年月日を記し、併せて「当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示する。 ③ 第三者機関のレポートの引用等
---	---

イ．販売用資料として第三者機関等の当該投資信託等に関する評価、分析、コメント等を引用した文書等を作成する場合には、当該第三者機関等の名称、文書の作成日、評価の対象期間と併せて「将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。 ロ．販売用資料として第三者機関等が作成した当該投資信託等に関する評価・分析等が記載されている文書等を使用する場合には、「当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示する。 ④ 市場環境等についての評価、分析等の表示 当該投資信託等の投資対象に関する市場環境等についての評価、分析等を表示する場合には、調査機関の名称等と併せてその根拠となる客観的な事実やデータ等を表示し、客観的な表現になるよう留意する。また、併せて「将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。 ⑤ 運用手法等の表示 当該投資信託等の運用手法や投資対象によって生じる価格変動要因等を説明する場合には、客観的かつ分かり易い表現に留意する。また、併せてモデル図等を表示する場合には、その根拠となる計算例等を表示する等、客観性に留意し、投資者に誤解を与えるような表示を用いてはならない。 ⑥ 運用実績等の表示 イ．直近から過去３年以上（当初設定後３年未満のものは当該設定以降）継続した期間のデータを表示することとし、運用実績の一部を強調する等により投資者に誤解を与えるような表示はこれを慎むこと。この場合、当該実績の計算期間と併せて「当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。なお、当初設定後６か月に満たない投資信託等の年換算利回りは表示しない。 ロ．日々実績分配を行う追加型公社債投信（外貨建MMFを含む。）<u>又は分配は行わないが運用内容が同様のもの</u>において実績を表示する場合には、直近７日間の年換算利回りを表示する。この場合、当該実績の計算期間と併せて「当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。なお、併せて月単位の平均実績を表示することは差し支えない。 ハ．運用実績等を表示する場合には、当該運用実績等が税引前のものであるか税引後のものであるかを明示すること。また、解約に際し手数料等が徴求される場合には、手数料等を差し引く前のものであるか差し引いた後のものであるかを明示すること。 ニ．外貨建投資信託について運用実績等を表示する場合には、当該運用実績等に係る通貨を明示すること。また、円換算している場合には、換算レートを明示すること。 ホ．過去の運用実績と市場指数等を対比して表示する場合には当該市場指数等の名称を表示する。また、独自の合成指数等を使用する場合には、併せてその計算式、計算の根拠を表示する。 ⑦ 分配金の表示 イ．分配金を表示する場合には、分配金の対象期間における分配金込みの基準価額の推移も考慮し、	イ．販売用資料として第三者機関等の当該投資信託等に関する評価、分析、コメント等を引用した文書等を作成する場合には、当該第三者機関等の名称、文書の作成日、評価の対象期間と併せて「将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。 ロ．販売用資料として第三者機関等が作成した当該投資信託等に関する評価・分析等が記載されている文書等を使用する場合には、「当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示する。 ④ 市場環境等についての評価、分析等の表示 当該投資信託等の投資対象に関する市場環境等についての評価、分析等を表示する場合には、調査機関の名称等と併せてその根拠となる客観的な事実やデータ等を表示し、客観的な表現になるよう留意する。また、併せて「将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。 ⑤ 運用手法等の表示 当該投資信託等の運用手法や投資対象によって生じる価格変動要因等を説明する場合には、客観的かつ分かり易い表現に留意する。また、併せてモデル図等を表示する場合には、その根拠となる計算例等を表示する等、客観性に留意し、投資者に誤解を与えるような表示を用いてはならない。 ⑥ 運用実績等の表示 イ．直近から過去３年以上（当初設定後３年未満のものは当該設定以降）継続した期間のデータを表示することとし、運用実績の一部を強調する等により投資者に誤解を与えるような表示はこれを慎むこと。この場合、当該実績の計算期間と併せて「当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。なお、当初設定後６か月に満たない投資信託等の年換算利回りは表示しない。 ロ．日々実績分配を行う追加型公社債投信（外貨建MMFを含む。）において実績を表示する場合には、直近７日間の年換算利回りを表示する。この場合、当該実績の計算期間と併せて「当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。なお、併せて月単位の平均実績を表示することは差し支えない。 ハ．運用実績等を表示する場合には、当該運用実績等が税引前のものであるか税引後のものであるかを明示すること。また、解約に際し手数料等が徴求される場合には、手数料等を差し引く前のものであるか差し引いた後のものであるかを明示すること。 ニ．外貨建投資信託について運用実績等を表示する場合には、当該運用実績等に係る通貨を明示すること。また、円換算している場合には、換算レートを明示すること。 ホ．過去の運用実績と市場指数等を対比して表示する場合には当該市場指数等の名称を表示する。また、独自の合成指数等を使用する場合には、併せてその計算式、計算の根拠を表示する。 ⑦ 分配金の表示 イ．分配金を表示する場合には、分配金の対象期間における分配金込みの基準価額の推移も考慮し、
--	---

当該投資信託の運用実績について投資者が適切に判断できるよう留意すること。 <u>※毎月分配型投信の表示については⑫毎月分配型・通貨選択型投資信託の表示を参照すること。</u> ロ．税引前のものであるか税引後のものであるかを明示すること。 ハ．分配金の実績を過度に強調し、表示された分配金があたかも受け取れるとの誤解を生じさせないように留意すること。 例えば「運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合がある。」旨の注意を表示する。 ⑧ 運用方針等の表示 当該投資信託等の運用担当者の今後の運用方針等を表示する場合には、当該運用担当者の判断の根拠となった客観的なデータ等やその出典等を表示するとともに、過度に恣意的な表現を慎むことに留意し、併せて「将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合がある。」旨の注意を表示する。 ⑨ 投資信託等の名称等の表示 有価証券届出書に記載された当該投資信託等の名称を表示する。なお、当該投資信託等の愛称（ニックネーム）が有価証券届出書に記載されている場合には、当該投資信託等の名称に併せて当該愛称（ニックネーム）を表示することもできる。 ⑩ <u>元本確保型投資信託（店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を除く）の表示</u> <u>目論見書に元本を確保する旨を表示している投資信託（店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を除く）においては、元本確保の定義や条件を併記する等、顧客に元本の安全性について、誤認されることのないよう留意する。</u> ⑪ <u>店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示</u> <u>投資勧誘規則第 2 条第 8 号に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する表示を行う場合には、顧客に元本の安全性について、誤認されることのないよう次の点に留意した表示を行う。</u> ・ <u>投資信託等の名称に「元本確保型」の表示は用いない</u> ・ <u>元本欠損のおそれや、基準価額の変動リスクが小さいかの如き誤解を与えるおそれのある名称は用いない</u> ・ <u>商品性の説明表示において、「元本確保」のみを強調する表示は行わない。例えば、元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示する。</u> ・ <u>「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、説明すべき重要事項（平成 23 年 2 月 1 日「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則</u>	当該投資信託の運用実績について投資者が適切に判断できるよう留意すること。 ロ．税引前のものであるか税引後のものであるかを明示すること。 ハ．分配金の実績を過度に強調し、表示された分配金があたかも受け取れるとの誤解を生じさせないように留意すること。 例えば「運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合がある。」旨の注意を表示する。 ⑧ 運用方針等の表示 当該投資信託等の運用担当者の今後の運用方針等を表示する場合には、当該運用担当者の判断の根拠となった客観的なデータ等やその出典等を表示するとともに、過度に恣意的な表現を慎むことに留意し、併せて「将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合がある。」旨の注意を表示する。 ⑨ 投資信託等の名称等の表示 有価証券届出書に記載された当該投資信託等の名称を表示する。なお、当該投資信託等の愛称（ニックネーム）が有価証券届出書に記載されている場合には、当該投資信託等の名称に併せて当該愛称（ニックネーム）を表示することもできる。 ⑩ <u>元本確保型投資信託の表示</u> <u>目論見書に元本を確保する旨を表示している投資信託においては、元本確保の定義や条件を併記する等、顧客に元本の安全性について、誤認されることのないよう留意する。</u>
--	--

<u>第3条第4項の考え方」参照)の表示を行った上で、当該確認書の確認事項と関連付けた表示(確認書の項番の明示等)を行う。</u> <u>※平成22年5月14日日本証券業協会通知「店頭デリバティブ取引等に関する確認書(参考様式)の作成について」を参照すること。</u> ⑫ <u>レバレッジをかけることを運用方針としている投資信託の表示</u> <u>投資勧誘規則第2条第9号に規定するレバレッジ投資信託に関して、「確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合には、顧客に十分な理解を得るために説明すべき重要事項(平成23年2月1日「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方」参照)を表示する。</u> ⑬ <u>毎月分配型・通貨選択型投資信託の表示</u> <u>毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託に関する表示を行う場合は、次の点に留意すること。</u> <u>イ. 毎月分配型投資信託の分配金の説明に関する表示</u> <u>毎月分配型投資信託の分配金に関する説明を表示する場合は、目論見書の記載事項【収益分配金に関する留意事項】を参考に、顧客に預金の利息と同様のものであるとの誤解を与えないよう、当該広告等の記載内容に応じて、以下の事項を表示することが望ましい。また、表示に当たっては、図を用いる等できるだけわかりやすい表示となるよう留意すること。</u> <u>・分配金は預貯金との利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われること</u> <u>・分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があること</u> <u>・受益者の購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があること</u> <u>ロ. 通貨選択型投資信託の収益の説明に関する表示</u> <u>通貨選択型投資信託の収益の説明を表示する場合は、目論見書の記載を参考に、どのような場合に収益を得られ、どのような場合に損失やコストが発生するのかについて、当該広告等の記載内容に応じて、以下の事項を表示することが望ましい。また、表示に当たっては、図を用いる等できるだけわかりやすい表示となるよう留意すること。</u> <u>・通貨選択型投資信託の運用の仕組み(資金の流れのイメージ)</u> <u>・運用対象資産の値上がり／値下がり、為替ヘッジプレミアム／コスト、為替差益／差損による収益又は損失の関係</u> <u>ハ. 販売手数料に関する表示</u> <u>毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託の販売手数料に関する表示を行う場合は、当該広告等の記載内容に応じて、手数料率の表示にとどまらず、手数料の徴収方法や購入金額に対する手数料の金額例を記載するなどにより、できる限りわかりやすい表示を行うことが望ましい。</u> (4) <u>リスク・リターンの商品分類図の表示</u> <u>発行者又は販売会社による当該投資信託等のリスク・リターンの商品分類図等を使用する場合には、</u>	(新設) (4) <u>リスク・リターンの商品分類図の表示</u> <u>発行者又は販売会社による当該投資信託等のリスク・リターンの商品分類図等を使用する場合には、</u>
---	---

当該分類は、評価機関等の第三者機関より取得した評価ではないことから、その客観性について誤解を避けるため、その表示に際しては、「当該分類は、当該投資信託等の約款に記載された運用の指図範囲等に基づき、当社（又は〇〇〇会社）が分類したものであり、将来の運用成果等を保証したものである。」旨を表示すること。 なお、他社が分類したリスク・リターンの商品分類図等を使用する場合には、当該他社の了解を得るものとする。 (5) 景品類の提供についての表示 景品類の提供の広告等（懸賞広告を含む。）を併記することは、差し支えない。 2. 販売用資料の使用に当たっての留意事項 (1) 使用媒体 販売用資料が使用できる媒体については制約が設けられていない。 (2) 説明会用資料等の使用 投資者向けの説明会等において使用する資料等についても、その内容又は使用方法により販売用資料と見做される場合がある。 (3) 有価証券届出書の提出後の使用 販売用資料は、有価証券届出書の提出後、効力発生の前後に係わらず、使用することが可能である。 (4) 投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポート等の使用 「必要表示事項」が表示されていない投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポート等を広告等として顧客に交付するときは、目論見書又は「必要表示事項」が表示されたものと併せて交付すれば、「必要表示事項」を表示しているものとみなす。 V. ETF（上場投資信託）、ETN（上場投資証券）、REIT（上場不動産投資証券） 1. 総論 ETF（上場投資信託）及び <u>ETN（上場投資証券）</u>並びに <u>REIT（上場不動産投資証券）</u>の販売は、他の投資信託とは違い、通常、募集・売出しの方法ではなく、株式と同様に証券取引所等における売買の方法で行われるが、証券会社が、ETF 及び（上場投資信託）<u>及び ETN（上場投資証券）並びに REIT（上場不動産投資証券）</u>の広告等を行うに当たっての留意事項は以下のとおりである。 なお、募集・売出しに際し広告等を行う場合には、ETF（上場投資信託）<u>及び ETN（上場投資証券）</u>にあつては、前記「<u>IV. 投資信託及び外国投資信託</u>」、<u>REIT（上場不動産投資証券）</u>にあつては、前記	当該分類は、評価機関等の第三者機関より取得した評価ではないことから、その客観性について誤解を避けるため、その表示に際しては、「当該分類は、当該投資信託等の約款に記載された運用の指図範囲等に基づき、当社（又は〇〇〇会社）が分類したものであり、将来の運用成果等を保証したものである。」旨を表示すること。 なお、他社が分類したリスク・リターンの商品分類図等を使用する場合には、当該他社の了解を得るものとする。 (5) 景品類の提供についての表示 景品類の提供の広告等（懸賞広告を含む。）を併記することは、差し支えない。 2. 販売用資料の使用に当たっての留意事項 (1) 使用媒体 販売用資料が使用できる媒体については制約が設けられていない。 (2) 説明会用資料等の使用 投資者向けの説明会等において使用する資料等についても、その内容又は使用方法により販売用資料と見做される場合がある。 (3) 有価証券届出書の提出後の使用 販売用資料は、有価証券届出書の提出後、効力発生の前後に係わらず、使用することが可能である。 (4) 投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポート等の使用 「必要表示事項」が表示されていない投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポート等を広告等として顧客に交付するときは、目論見書又は「必要表示事項」が表示されたものと併せて交付すれば、「必要表示事項」を表示しているものとみなす。 VI. ETF（株価指数連動型上場投資信託）及び上場不動産投資証券 1. 総論 ETF（<u>株価指数連動型</u>上場投資信託）及び上場不動産投資証券の販売は、他の投資信託とは違い、通常、募集・売出しの方法ではなく、株式と同様に証券取引所等における売買の方法で行われるが、証券会社が、ETF 及び上場不動産投資証券の広告等を行うに当たっての留意事項は以下のとおりである。 なお、募集・売出しに際し広告等を行う場合には、ETF（<u>株価指数連動型</u>上場投資信託）にあつては、前記「V. 投資信託及び外国投資信託」、上場不動産投資証券にあつては、前記「II. 株式」に準じて行うものとする。
--	--

「Ⅱ. 株式」に準じて行うものとする。 また、海外に上場している <u>ETF（上場投資信託）</u> 及び <u>ETN（上場投資証券）</u> 並びに <u>REIT（上場不動産投資証券）</u> の広告等を行うに当たっては、「Ⅱ. 株式」、「Ⅳ. 投資信託及び外国投資信託」又は「Ⅴ. <u>ETF（上場投資信託）、ETN（上場投資証券）、REIT（上場不動産投資証券）</u>」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。 <u>（注）ETF には受益証券発行信託を含む。また、ETN は指数連動証券と称されることもある。</u> 2. ETF（上場投資信託）及びETN（上場投資証券）の表示項目 (1) 必要表示事項 ETF（上場投資信託）<u>及びETN（上場投資証券）</u> の広告等を作成する場合には、必ず次の項目を表示する。 ① <u>法令等記載事項（第1部法令規則等の概要 ※2「広告等における表示事項」参照）</u> <u>法令記載事項のうち、指標変動による損失に関する記載には</u> ・ <u>価格変動リスクに関する文言</u> ・ <u>外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言</u> <u>を記載する。</u> <u>このうち、価格変動リスクについては当該ETF又はETN自身の価格変動のほか、当該ETF又はETNが連動する指数等の変動について具体的に表示する。</u> ② 銘柄名（類似商品がある場合は、銘柄コード等を記載し、誤解を生じさせないように留意する。） ③ <u>連動する指数等の名称（銘柄名により連動する指数等の名称が明らかな場合は省略可）</u> （ 削る ） ④ <u>商品現物型ETFである場合はその旨を表示する。</u> (2) 表示することが望ましい事項 ① <u>上場</u>している金融商品取引所又は外国金融商品取引所 ② 投資方針 ③ <u>連動する指数等の内容</u> ④ ファンドの関係法人（委託会社、受託会社等） ⑤ 分配方針 （ 削る ） ⑥ <u>ファンドの費用に関する事項（信託報酬等）</u> ⑦ <u>税制に関する事項</u> (3) 利回り表示 <u>ETF又はETNの配当利回りを表示する場合は、Ⅱ. 株式 2（2）②ホの留意事項を参考として表示する。</u>	また、海外に上場している <u>ETF（株価指数連動型上場投資信託）</u> 及び上場不動産投資証券の広告等を行うに当たっては、「Ⅱ. 株式」、「Ⅴ. 投資信託及び外国投資信託」又は「Ⅵ. <u>ETF（株価指数連動型上場投資信託）</u> 及び上場不動産投資証券」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。 2. ETF（株価指数連動型上場投資信託）の表示項目 (1) 必要表示事項 （ 新設 ） ① <u>ファンドの名称（類似商品がある場合は、銘柄コード等を記載し、誤解を生じさせないように留意する。）</u> ② <u>連動する株価指数の名称（ファンドの名称により連動する株価指数の名称が明らかな場合は省略可）</u> ③ <u>「連動する株価指数の変動により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨の文言</u> (2) 表示することが望ましい事項 ① <u>上場有価証券市場</u> ② 投資方針 ③ <u>連動する株価指数の内容</u> ④ ファンドの関係法人（委託会社、受託会社等） ⑤ 分配方針 ⑥ <u>証券会社の手数料に関する事項</u> ⑦ <u>ファンドの費用に関する事項（信託報酬等）</u> ⑧ 税制に関する事項
---	--

3. REIT（上場不動産投資証券）の表示項目

(1) 必要表示事項

① 法令等記載事項（第1部法令規則等の概要 ※2「広告等における表示事項」参照）

法令記載事項のうち、指標変動による損失に関する記載には

・ 価格変動リスクに関する文言

を記載する。

価格変動リスクについては当該REIT自身の価格変動のほか、運用する不動産の価格や収益力の変動

により、投資元本を割り込むおそれがある旨を表示する。

② 投資法人の名称

③ 主な投資対象の種類（例：オフィスビル、商業施設 等）

（ 削る ）

(2) 表示することが望ましい事項

① 上場している金融商品取引所又は外国金融商品取引所

② 投資方針

③ 投資対象の詳細

④ リスクの詳細

⑤ ファンドの関係法人（資産運用会社、事務受託会社、資産保管会社等）

⑥ 分配方針

⑦ ファンドの費用に関する事項（管理報酬等）

⑧ 税制に関する事項

4. REIT（上場不動産投資証券）に係る留意事項

(1) 「注目銘柄」等に関する表示

REITについて、自社が選定した「注目銘柄」等として定期刊行物、パンフレット、リーフレット等により広告等を行う場合には、協会の投資勧誘規則第8条第1項に規定する「主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券の一律集中的推奨」及び大量推奨販売に該当しないよう、原則として、5銘柄以上（株式と併せて5銘柄以上も可）表示するとともに銘柄選定の根拠（基準や前提）を表示する。また、分配金に関する広告等を行う場合も同様とする。

（注）自社の定期刊行物により継続的に情報提供を行う場合は、必ずしも5銘柄以上とする必要はない。

また、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など）を表示する場合は、ここでいう「注目銘柄」等には、該当しな

3. 上場不動産投資証券の表示項目

(1) 必要表示事項

（ 新設 ）

① 投資法人の名称

② 主な投資対象の種類（例：オフィスビル、商業施設 等）

③ 「運用する不動産の価格や収益力の変動により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨の文言

(2) 表示することが望ましい事項

① 上場有価証券市場

② 投資方針

③ 投資対象の詳細

④ リスクの詳細

⑤ ファンドの関係法人（資産運用会社、事務受託会社、資産保管会社等）

⑥ 分配方針

⑦ 証券会社の手数料に関する事項

⑧ ファンドの費用に関する事項（管理報酬等）

⑨ 税制に関する事項

4. 上場不動産投資証券に係る留意事項

(1) 「注目銘柄」等に関する表示

上場不動産投資証券について、自社が選定した「注目銘柄」等として定期刊行物、パンフレット、リーフレット等により広告等を行う場合には、協会の投資勧誘規則第8条第1項に規定する「主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券の一律集中的推奨」及び大量推奨販売に該当しないよう、原則として、5銘柄以上（株式と併せて5銘柄以上も可）表示するとともに銘柄選定の根拠（基準や前提）を表示する。また、分配金に関する広告等を行う場合も同様とする。

（注）自社の定期刊行物により継続的に情報提供を行う場合は、必ずしも5銘柄以上とする必要はない。

また、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など）を表示する場合は、ここでいう「注目銘柄」等には、該当しな

い。ただし、その場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する。 (2) 法人関係情報の有無等の確認 あらかじめ法人関係情報の有無等について売買審査部門で確認を受けたものでなければ、広告等を行ってはならない。 (3) 個別銘柄に関する景品類の提供の禁止 <u>REIT</u>の個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない。 (4) 利回り表示 <u>REIT</u>の配当利回りを表示する場合は、Ⅱ．株式 2（2）②ホの留意事項を参考として表示する。	い。ただし、その場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する。 (2) 法人関係情報の有無等の確認 あらかじめ法人関係情報の有無等について売買審査部門で確認を受けたものでなければ、広告等を行ってはならない。 (3) 個別銘柄に関する景品類の提供の禁止 <u>上場不動産投資証券</u>の個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない。 （ 新設 ）
---	--